

第2回（平成24年度第1回）みなとモデル二酸化炭素固定認証制度運営委員会 ～ 結果の概要 ～

■日時 平成24年11月16日（金）14:00～17:00

■場所 港区立エコプラザ

■出席者

小林 紀之	日本大学大学院客員教授	（委員長）
服部 順昭	東京農工大学大学院教授	（副委員長）
大橋 好光	東京都市大学教授	
青木 健太郎	東京材木商協同組合港支部代表	
青木 謙一	一般社団法人不動産協会都市政策委員会委員	
水谷 伸吉	一般社団法人モア・トゥリーズ事務局長	
吉野 亜文	港区環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当課長	
吉田 良弘	落合委員代理・日本木材青壮年団体連合会会長	

■議事

1. 委員長挨拶

- 来年から国内クレジット制度と J-VER 制度が一本化され、仮称・新クレジット制度が設立される。
- クレジット制度の在り方検討会で、港区の事例をモデルに木材の炭素固定能力を評価し、それをクレジット化することを提案している。その中で港区の制度がさきがけになると思う。

2. 前回からの検討事項（変更届の導入について）

事務局：

- 多くの物件はコストに応じて完成間際まで仕様が変わるため、変更届を提出させるタイミングが難しい。完了届と提出時期が重なる可能性もある。今しばらく各物件の工事の進捗を見ながら検討を続けたい。

委員：

- 現実的に木材使用量が最後まで決まらないのであれば、変更届は役に立たない。
- すべてが完成直前まで決まらないことはないのでは。
- 制度としては設けておき、変更の都度出させるのではなく提出の判断は事業者任せにしようとはどうか。
- 変更があるたびに出させるのでは提出回数が多くなる。最終的には完成してからの認証であるし、これにより補助金額が変わるといった類の制度ではないので、しばしば提出させる必要はない。
- 工事途中で木材が別の材料に替わっても基準値を満たせば良いなら完了届だけでよい。一方、港区が工事なり材料なりに一定の方向付けをするなら必要があるのでは。

- 変更届を設けて手続きが煩雑になり、別の材料から木材に変更する場合の意欲を削いでしまうのは避けたい。
- 施主は極力変更せず済むよう下地など計画時で確定しやすい部位のみに使うようになり、制度の趣旨とずれてしまう。
- 下地合板の使用で基準値をクリアし、内装には国産材を使用しない例が増えてしまうのを懸念している。協定木材が幅広く使われるよう誘導していくことが重要。
- 計画時よりも完成時に星の数が減る場合は変更届の提出を義務付け、逆の場合は任意としてはどうか。
- 下地ばかりで使われるのは本意ではない。取り組みは評価しつつ、協定木材が見えるところに使われるよう次の誘導策を検討していきたい。
- 星の数が減るような場合は変更届を出させる方向で検討を継続する。また、今後の十分なデータの蓄積を待って、協定木材が更に普及するための誘導策について検討する。

3. 国産木材使用計画書および国産木材使用完了届出書の提出状況について

委員：

- どんな材料の代替として木が採用されたか分かれば、LCAの観点でどれだけ環境改善されたかが計算できる。材料の代替効果により環境が改善されるという点で、みなとモデル制度のPRになる。
- 星3つの計画が既に2件出ている。そろそろ星4つの値を考えても良いのでは。設計者やオーナーに、まだ上があるから目指したいというモチベーションになる。
- 不燃規定により、全体的に使用される部位が限定的になっている。星4つのレベルを作ることを検討すると同時に、今のレベルの中でもう少し普及が図れる方策の検討も必要。
- 高いランクを設定することで星1つ・2つの価値が下がってしまうのが心配だ。星2つ・星3つの物件を増やしていくことを考えるべき。
- 「みなとモデル適合仕様書」がないかと相談を受けることがある。設計の段階で具体的な使用方法が分かれば使いやすい。

事務局：

- 現在、「みなとモデル仕様」としてのマンション用のマテリアルボードを制作中。それを活用して施主、設計者と協議を行っていく予定。
- 事務局は固定量認証のほか、協定木材の使い方等に関するアドバイザー、コーディネーターとしての役割も担っている。

委員：

- 現在出ている星3つの計画は、敷地面積と延床面積がほぼ同等で容積率が低い、港区としては特殊な案件である。港区で建築される物件は、採算性の面で容積率が非常に高い大型物件が主になる。自社の敷地に自社利用の施設を建てるなど特殊な事情により低層建てが可能だったと思われる。
- 計画時で星1つの物件も「竣工までには増やしたい」と言ってくれている物件があり、まずは竣工までにどれくらい木材量が増えるのかを見ていきたい。

- 事務所ビルは下地に木材を使いづらいため、現在のところすべて星1つとなっており、将来的には用途別の基準を設けることも検討する必要がある。複合用途の建物が多いことも考慮しなければならない。星4つを設けることも、その中での検討だと思う。
- 常に上のレベルがあることを見せるのは重要で、検討中だとアナウンスすることも必要。
- 建物用途によって努力の程度が異なるため、それが分かるような仕組みも必要。
- 協定木材の使用量がゼロという物件もあるようだが、使用量全体に対する協定木材の比率を示してほしい。また、それを評価に反映させる仕組みも検討する必要がある。
- 計画書提出の段階では材の産地までは決められず、とりあえず合法木材としている物件が多い。竣工時までどこまで協定木材を誘導できるかが重要。

4. 新規協定締結自治体について（事務局から報告）

委員：

- 協定自治体が増えてきて、現在は参加を受け付けていないと聞いたが。
- 港区としては要望があれば受け入れているが、自治体数が多いこともあり、参加したとたん売れるようになるとは限らないと説明している。
- 自治体と森林組合で情報が共有されていない場合がある。また、都市部に向けてどのような材を出していくのか、自治体と森林組合で話が定まっていない場合がある。どのような取組みが有効かをアナウンスすべき。
- 登録事業者への説明は各自治体で行っている。協定を結ぶ際にも詳細な資料を提供しているが、徹底を再度呼びかけていきたい。
- 協定は自治体同士だが、その下で事業者が素材を製品化して港区へ供給できる体制構築を見込んで協定を結んでいるはずでは。

事務局：

- 協定自治体によって取組みに多少の差がある。自治体・森林組合・地元加工業者が一体となり、みなとモデル制度を契機に都市部に材を出していきたいと熱心な取組みをしているところもある。今後もさまざまな機会を通じて、自治体に担ってほしい役割等についてお願いしていきたい。

委員：

- 首長レベル・担当者レベルで集まる機会では話を聞いていると、港区に対してただただ買ってくれという自治体も見受けられる。協定自治体が増えれば競争原理が働くし、品質や価格などで努力しているところが売れるのは当たり前で、そのあたりで温度差が出てくるのは自然なこと。参加すれば自動的に売れるという甘いものではないことを、いい自治体の事例をモデルケースとして紹介することでアナウンスしていくべき。

5. 制度説明会・対応製品展示会の実施結果について（事務局から報告）

6. 建築主が木材使用をPRするための標章について（事務局から報告）

7. 田町駅東口北地区公共公益施設の進捗状況について（事務局から報告）

委員：

- 田町の案件について協定自治体は関心を持っていると思うが、どういう形で協定自治体からアプローチできるのか？ 協定自治体から積極的に動くことは難しいのでは。何かフォローが必要ではないか

事務局：

- 協定自治体へは港区から進捗状況の報告をしているが、実際に入札に参加するのはみなとモデルの登録事業者ではなく、木工事業者である。応札する予定の木工事業者から協定木材の調達について環境課に問い合わせがあれば、みなとモデルの登録事業者を紹介している。
- 港区から提供した情報をどう活用するかが、先程申し上げた自治体ごとの取組みの差だと思う。

委員発言：

- このやり方は港区の指示か。通常、ゼネコンは自社の付き合いのあるところに下請けに出すのでは。
- ゼネコンのプロポーザルの際、受注したJVがこのような方法で行うと提案していた。
- 今後このようなやり方が多くなるのであれば、登録事業者は例えば東京近辺の木工事業者と手を組むなどの取組みが必要となる。
- 協定自治体は東京の工事への参入方法について精通していないのでは。ある程度こちらから手を差し伸べる必要がある。
- 木工事業者も、日頃から登録事業者と組んで港区の工事に応札できる体制を取っておく必要がある。

8. 新しいホームページの紹介

9. 固定量認証物件（港区立プラザ神明）について（報告）

<閉会>